破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７４号
埼玉県新座市西堀２丁目１番24号
破産者　相川　聡一
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６２３号
さいたま市大宮区浅間町２丁目25番地　フェスティビティ大宮浅間105
破産者　内海　頼子
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
富山市上滝411番地
破産者　清水酒販こと　清水　啓久
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８３１号
大阪府茨木市中河原町15番22号、前住所大阪府茨木市東中条町７番Ｄ―605号
破産者　平手　健一
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２９６号
大阪市西淀川区姫里２丁目６番６号　オリンピヤコープＢ706号室、開始決定時の住所大阪市西淀川区野里１丁目７番36号　ベルメゾン野里301号室
破産者　中尾　　敬
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５９号
兵庫県芦屋市業平町５―18　芦屋セゾン業平503号、開始決定時の住所神戸市東灘区深江本町１丁目１番11号
破産者　山下　久志
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８９号
大阪市東淀川区西淡路３丁目５番８号　ライオンズマンション東淀川1107、開始決定時の住所大阪市東淀川区淡路２丁目13番19号
破産者　勝田　龍平
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３２９号
大阪市都島区内代町１―４―３―103、開始決定時の住所大阪府東大阪市西岩田３丁目５番65―502号
破産者　インテリア・ミキこと　三木　彬孝
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４５３号
大阪市鶴見区横堤１丁目12番13―416号
破産者　大西　豊彦
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１４３号
大阪市淀川区新北野３丁目12番５号プロパレス新北野エスペレ403号
破産者　ヨシオトレーディングこと　金沢　良夫
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６１５号
奈良県生駒郡斑鳩町興留６―14―12　レオパレスＩＫＡＲＵＧＡ201号、開始決定時の住所奈良県生駒郡斑鳩町興留６―14―12　レオパレスＩＫＡＲＵＧＡ202号、住民票上の住所大阪府柏原市清州２丁目２番14号
破産者　倉田　信昌
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
堺市堺区三宝町１丁10番地１　サンメゾン堺105号
破産者　加藤　正敏
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６５９号
広島市東区曙５丁目３番11―302号
破産者　オフィスＮ・ＹことアンジュＤＥハーツこと　大田　美紀
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２号
岩手県一関市山目町３丁目10番22号
破産者　伊藤　博文
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１７号
秋田県にかほ市両前寺字山田下14番地
破産者　金子　真一
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第５７号
秋田県湯沢市湯ノ原１丁目10番６号
破産者　小原　　隆
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部